

電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする（「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年12月16日 デジタル庁 等））。	※1 難易度	※2 進捗度
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数	A+：効果的な取組	-A：（定量的な目標）目標達成率90％以上
電子入札案件数＝入札案件のうち、電子入札が可能な案件数（紙と電子の混合も含む）	A：効果的な取組	-A：（定量的な目標）計画に記載した内容を概ね実施した取組
電子入札案件数に含まれた入札案件のうち、電子入札が行われた事例が利用者から「社以上を伴う案件数	B：標準的な取組	-B：（定量的な目標）計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（道府県庁、自治体庁内での他部局、地方支庁部局等）との調整を行った取組
電子入札率＝電子応札案件数÷（電子入札可能な案件数＋（電子入札が行われなかった電子契約案件数）		-C：（定量的な目標）目標達成率50％未満
電子契約案件数：契約決定案件のうち、「契約書」または「書留」で「電子」で実施した案件数		
電子入札に「よない」電子契約案件数：電子契約のうち、電子入札を行わずに「紙」で実施した案件数（電子契約案件数の内数）		

その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
【入札説明会参加者等に対するアンケート・ヒアリングの実施】 ○ 一者応札・応募となった調達案件を対象に、入札説明会に参加したものの、応札のなかった企業等を対象にアンケート・ヒアリングを実施し、企業等が感じた入札障壁を把握・分析することで今後の競争環境の整備に努める。	継続		○ 一者応札・応募となった事業を対象に、調達担当部署が、 ・入札説明会に参加したものの応札に到らなかった者 ・前年度応札があったが、今回の応札を見送った者 ・その他応札・応募が見込まれる者 などに対し、アンケート調査又はヒアリングを実施することで競争環境の整備に努めた。
【競争性のない随意契約の検証及び公表】 ○ 競争性のない随意契約を行う際には、真にやむを得ないものかどうか、会計監査組織が事前監査するとともに、随意契約によることとした理由等をポータルサイト「調達総合案内」に公表する。 ○ 随意契約(不落不調となったものを含む)した案件を契約監視委員会の審査対象の抽出項目に設定し、外部有識者による事後検証を行うものとする。	継続		○ 会計監査組織による契約前の事前監査において真にやむを得ないものか確認し、適切性を担保した。 ○ 四半期毎に随意契約によることとした理由等を公表することで、契約の必要性や透明性が担保された。 ○ 契約監視委員会による事後検証及び検証結果を踏まえた省内への指導を行うことで調達の適切性の向上を図った。
【デジタル統括アドバイザーの助言等の活用】 ○ 情報システムの調達に当たっては、仕様の策定等にデジタル統括アドバイザーの助言等を活用する。	継続		○ デジタル統括アドバイザーの助言等の活用により仕様書の水準向上に資した。
【少額随意契約の調達手続の改善(インターネット取引等の活用)】 ○ 電化製品等の調達にインターネット取引を、出先施設の水道料金及び公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を、印刷業務の調達にオープンカウンター方式を、什器類を対象に一括調達をそれぞれ実施する。	継続		○ 政府電子調達システムの少額物品調達業務で調達を行い業務の効率を図った。また、水道料金・ガス料金・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用し、支払事務の効率化につながった。 ○ 印刷業務の調達ではオープンカウンター方式、什器類の調達では一括調達を引き続き行うことで競争性、公正性、透明性の確保及び執行手続の効率化につながった。
【総合評価落札方式・企画競争の適切な実施】 ○ 会計監査組織が調達手続の各段階で透明性・公平性・競争性等が確保されているか事前監査するとともに、契約監視委員会において外部有識者の知見を活用した事後検証を行う。 ○ 評価基準や審査要領の策定、審査委員の選定・委嘱、審査の実施、落札決定等、一連の調達手続を網羅した標準マニュアルの改訂・充実に適宜行う。	継続		○ 会計監査組織による調達手続の各段階での事前監査により透明性・公平性・競争性等を確認し、適切性を担保した。また、契約監視委員会による事後検証及び検証結果を踏まえた省内への指導を行うことで調達の適切性の向上を図った。 ○ 契約監視委員会による事後検証及び検証結果及び契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行った。
【共同調達・一括調達(電力・ガスの調達を含む)】 ○ 中央合同庁舎第7号館に入居する文部科学省(外局及び施設等機関を含む)、会計検査院、金融庁で事務用機器や消耗品等(15品目)を対象に共同調達を実施する。 ○ 文部科学省の出先施設の電力調達を対象に、再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、複数の施設をまとめて一括調達を実施する。	継続		○ 左記の取組により調達コストの低減を図った。
【外部有識者を活用した研修等の実施】 ○ 調達改善の取組を含めた会計事務研修、外部有識者による業務効率化やコスト削減の意識醸成等につながる研修を企画・実施することで、省内職員のスキルアップを図る。	継続		○ 調達改善の取組を含めた会計事務研修を企画・実施することで、省内職員のスキルアップを図った。
【有益情報やグッドプラクティスの共有】 ○ 会計業務マニュアル、価格交渉実施要綱・実施結果(好事例)、一者応札・応募の改善事例等の有益情報を省内に共有し、今後の調達改善に活用する。 ○ 仕様書や公募要領等について、調達分野毎にグッドプラクティスとなる事例を書籍・データベースに保存し、いつでも省内で閲覧できるようにすることで、業務効率化に努める。	継続		○ 左記のマニュアル等について省内に共有し、調達改善に活用した。 ○ グッドプラクティスとなる仕様書や公募要領等について省内の共有フォルダに格納し、いつでも省内で閲覧・参考活用できるようにすることで、業務効率化に資した。
【仕様書の明確化及び参考情報の充実】 ○ 供給者側の視点から仕様書で分りづらい記載がなかったかについて上述のアンケートや適宜実施するヒアリングなどを通じて把握し、仕様書の見直しに活用することで、仕様書の完全性の向上に努める。 ○ 新規参入業者等の事業内容の理解促進を目的として、過去の同一又は類似事業に係る成果物や業務履行に役立つ参考資料等について、事前の情報提供の充実に努める。	継続		○ 仕様書、公募要領等について省内の共有フォルダに格納し、いつでも省内で閲覧・参考活用できるようにすることで、仕様書の見直しに資した。 ○ 委託事業実施者向けのマニュアルを作成し、委託事業実施者の経理処理に関する理解促進を図った。
【調達情報の提供・公表】 ○ 契約に係る透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページに公表する。	継続		○ 契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表することで、契約に係る透明性を担保した。また、教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、調達情報の提供に努めた。
【予算の支出状況等の公表】 ○ 「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、補助金、委託調査費等に関する支出情報を公表する。	継続		○ 左記の予算執行等に係る情報の公表等を適切に行い、外部からの検証や情報の積極的な活用を可能とすることにより、予算執行等の効率性の向上を図るとともに、行政に対する信頼の向上に資した。
【公益法人に対する支出の公表・点検】 ○ 2年連続で同一法人に支出があるもの、随意契約や一者応札となっているものを対象に、支出の必要性やより競争性のある契約方式への移行等の余地がないか点検し、見直しの方向性を取りまとめて公表する。 ○ 公益法人が契約の相手方となっている案件を対象に、契約監視委員会による事後検証の抽出項目に設定し、外部有識者による検証を行う。	継続		○ 一者応札となった案件のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表することで、調達の適正化が図られるとともに、契約の透明性が担保された。
【国庫債務負担行為の活用】 ○ 複数年度契約による調達が可能と考えられる案件について、国庫債務負担行為の活用を。	継続		○ 複数年度契約による調達が可能と考えられる案件について、国庫債務負担行為の活用に向けた取組に努めた。 ○ 令和7年度においては日本芸術院、キトラ古墳壁画面保存管理施設、特別史跡平城宮跡復元建物の機械整備について国庫債務負担行為を活用し業務の効率化を図った。 ○ 加えて、令和8年度の概算要求において契約の複数年度化及び契約開始を開散期とする執行上の工夫が可能となるよう、令和8年度事業(謝金・委員手当等支給事務)における国庫債務負担行為の活用について、財政当局と新たに協議を進めている。
【会計事務手続の効率化】 ○ 旅費・謝金・給与計算業務等の一部をアウトソーシングし、会計事務手続の効率化を図る。	継続		○ 補助金・委託費等の支払に関する事務手続きのアウトソーシング、庁内で使用する物品請求の取り纏めに係るアウトソーシング、委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続きに係るアウトソーシング、国家公務員宿舎の宿舎料給与控除・宿舎の入退去事務・国有財産使用許可申請等に係るアウトソーシングを継続するとともに、新たに概算払協議の取り纏めに係るアウトソーシングをすることで、一連の事務手続の早期化、職員の業務負担の軽減及び業務の効率化が図られた。

※文部科学省には地方支分部局がないため、地方支分部局に係る取組は存在しない。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【弁護士 清水 光】 意見聴取日【令和7年10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 審査委員の利害関係者の取扱いについて	○ 委託事業における公告・公募の審査を行う委員の選定にあたっては、公平性が担保されるよう、審査委員の利害関係者に対する取扱いについて、ルールを見直した上で徹底するべき。	○ ご意見のとおり、審査委員の利害関係者に対する取扱いについて省内の基準を改め、省内周知を行うこととする。

外部有識者の氏名・役職【 】 意見聴取日【 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○	○	○
○	○	○
○	○	○